

I 計画の策定に当たって

1 策定の趣旨

少子高齢化や地方分権、国際化の進展など社会情勢の変容に伴い、社会の仕組みや人々の暮らし、価値観などが多様化しています。

こうした中で、国においては、教育基本法や社会教育法、図書館法などの改正が行われ、公立図書館を取り巻く環境もまた大きく変化してきています。

現在、本市では『新・相模原市総合計画』の基本目標の一つである「学びあい 人と地域をはぐくむ教育・文化都市」の実現のため、生涯学習社会の構築に向けた様々な取組みを進めています。

本市の図書館は、昭和61年策定の『相模原市図書館整備基本計画』を基に、「市民にいつでも・どこでも必要とする図書館資料や情報を提供できる図書館」を基本方針として、図書館ネットワークの整備や図書館資料の充実等に努めてまいりました。

現在は、鹿沼台にある市立図書館（以下「市立図書館」と表記します。）、市立相模大野図書館（以下「相模大野図書館」と表記します。）、市立橋本図書館（以下「橋本図書館」と表記します。）の3図書館が中心となって、市立図書館相武台分館（以下「相武台分館」と表記します。）と市内28公民館等図書室をネットワーク化し、市民に図書館サービスを提供しています。

しかしながら、市民意識の多様化や生活を取り巻く社会環境の変化などにより、市民の知的要求はますます高まる傾向にあります。

こうした市民の知的要求に的確に応えることは、図書館の大きな使命です。そのためには、これからの図書館の在り方を示し、求められる図書館サービスの実現に向けて、諸施策を展開していく必要があります。

この計画は、相模原市立図書館協議会からの答申等を踏まえ、図書館の基本方針である「市民にいつでも・どこでも必要とする図書館資料や情報を提供できる図書館」の継承と発展に向け、図書館サービスの基本理念や基本目標などを明らかにし、総合的に図書館機能の充実を進めていくために策定するものです。

2 計画の位置付け

この計画は、『新・相模原市総合計画』の教育における部門別計画である『相模原市教育振興計画』の施策分野別計画として位置付けるものです。

新・相模原市総合計画

相模原市教育振興計画

◆新・相模原市総合計画の部門別計画

相模原市図書館基本計画

◆相模原市教育振興計画の施策分野別計画

3 計画の期間

この計画は、平成22年度から平成31年度までの10年間とします。

なお、計画策定後の社会経済情勢、図書館を取り巻く環境の変化などにより、見直しが必要となった場合には、適宜計画の見直しを行っていくものとします。